

今冬の政府の節電の取組について

平成 24 年 11 月 2 日

内 閣 官 房

「今冬の電力需給対策について」（平成 24 年 11 月 2 日電力需給に関する検討会合・エネルギー・環境会議合同会合決定）に基づき、政府においては、以下の対応を行うこととする。

- ① 北海道電力管内の政府の需要設備については、「今冬の電力需給対策について」の「3.（2）北海道電力管内」に基づき、ピーク期間・時間帯の使用最大電力（kW）を抑制する。また、その他の地域（沖縄電力管内を除く。）についても、「今冬の電力需給対策について」の「3.（1）全国（沖縄電力管内を除く）共通の要請」に基づき、節電要請期間・時間帯の使用最大電力の抑制に努める。
- ② 具体的な節電の取組事項については、需要設備が存する地域の節電要請の内容を踏まえ、昨冬の各府省における取組や「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 24 年 11 月 2 日合同会合資料 4（参考資料 2、4））を参考にしつつ実施する。
- ③ なお、独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、各法人の需要設備が存する地域の節電要請の内容を踏まえ、今夏の各府省における取組や「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 24 年 11 月 2 日合同会合資料 4（参考資料 2、4））を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう要請する。また、地方公共団体に対し、上記「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう奨励する。